

社会福祉法人鳳雲会役員及び評議員等費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳雲会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の、費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員並びに評議員及び選任・解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人が運営する施設に勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行の対価として受ける費用を指し、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）交通費及び手数料等の経費をいう。

(費用弁償・出張旅費)

第3条 この法人の、役員、役員等が理事会、評議員会またはその他の会議、研修等に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 会議出席の費用弁償額は、次のとおりとする。

1日 5,000円

3 役員、役員等がこの法人の業務のために出張した場合は、この法人が運営する保育園の旅費規程に定める旅費を支給する。

4 この法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得て改正する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、評議員会の議決により行うものとする。

附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。